

個人タクシー法令試験問題

平成30年11月11日

関東運輸局

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成30年5月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1～40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容等の事項を記録し、かつ、地方運輸局長に報告し、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。
2. 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃の額は、定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の定額運賃適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の時間距離併用制運賃において渋滞等による時間加算を勘案した額によります。
3. タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、タクシー乗り場の数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
4. 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、他人に事業を貸渡し、その名において経営させてはならないが、個人タクシー事業者についてはこの限りではありません。

6. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客が禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両）内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがある旨が規定されています。
7. タクシー運転者が、旅客の現在するタクシーを運行中、当該タクシーの重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときであっても、運行を中止することはできません。
8. タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの内部に、裏を外部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。
9. 個人タクシー事業者の運送約款には、事業の休止に関する事項を定めなければなりません。
10. 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
11. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。
12. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
13. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーの原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
14. 一般乗用旅客自動車運送事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の許可を取り消されることがあります。

15. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。また、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
16. タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合だけではありません。
17. 個人タクシー事業者は、事業計画に従わずにその業務を行ったときには、事業計画に従い業務を行うべきことの命令を受けることがあります。
18. 個人タクシー事業者は、過労防止のため、乗務時間について予め管轄の運輸支局長に報告しなければなりません。
19. 「再発防止対策」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
20. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
21. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを配置したときは、遅滞なく、当該自動車について自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。
22. 自動車の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号の自動車登録番号標の交付を受け、自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければなりません。
23. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに代えることができます。

24. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前1年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。
25. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャー及びワイパーについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
26. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、個人タクシー事業者が特約に応じたときは、旅客から収受する運賃及び料金の額は、地方運輸局長から認可を受けたものでなくてもよいことが規定されています。
27. 個人タクシー事業者が、個人タクシー事業者乗務証をよごしたことにより再交付を受けようとする場合には、事業者乗務証再交付申請書を登録実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に提出しなければなりません。その際には、当該事業者乗務証及び事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければなりません。
28. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定めたときは、その運送約款は、認可を受けたものとみなされます。
29. 道路運送法において、一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、特約があれば個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
30. タクシーには、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、一定の基準に適合する非常信号用具を備えなければなりません。
31. 一般乗用旅客自動車運送事業の料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とされています。
32. 個人タクシー事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはいけません。

33. 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。
34. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。個人タクシー事業には適用されません。
35. 個人タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を乗務記録に記録しなければなりません。
36. 個人タクシー事業者は、夜間、繁華街において、付近に他のタクシーがいる場合に限って、近距離の運送の申し込みを断ることができます。
37. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。
38. 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、保護する必要はありません。
39. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
40. タクシー運転者は、乗務中に事故その他の異常な状態が発生した場合、乗務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の（ ４１ ）又は事業の（ ４１ ）を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による（ ４２ ）を国土交通大臣に（ ４３ ）し、又は当該事業用自動車の同法による（ ４４ ）及びその封印を取り外した上、その（ ４４ ）について国土交通大臣の（ ４５ ）を受けるべきことを命ずることができる。

ア 制限	イ 自動車検査証	ウ 返納
エ 検査標章	オ 提出	カ 登録事項等証明書
キ 停止	ク 自動車登録番号標	ケ 領置
コ 押収		

個人タクシー地理試験問題

平成30年11月11日
関東運輸局

問1 次の(1)から(10)は、施設と鉄道の駅名です。3つの中から施設に最も近い駅名を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- | | | | |
|------------------------------------|----------|----------|----------|
| (1) 聖路加国際病院 | 1 八丁堀駅 | 2 築地駅 | 3 筑地市場駅 |
| (2) 国立能楽堂 | 1 千駄ヶ谷駅 | 2 原宿駅 | 3 代々木駅 |
| (3) 碑文谷警察署 | 1 自由が丘駅 | 2 都立大学駅 | 3 緑が丘駅 |
| (4) 公益財団法人東京都保健医療公社
東部地域病院 | 1 青砥駅 | 2 金町駅 | 3 亀有駅 |
| (5) 東京都台東区税事務所 | 1 蔵前駅 | 2 浅草駅 | 3 田原町駅 |
| (6) 本富士警察署 | 1 東大前駅 | 2 本郷三丁目駅 | 3 湯島駅 |
| (7) 板橋区立教育科学館 | 1 上板橋駅 | 2 大山駅 | 3 ときわ台駅 |
| (8) 野方警察署 | 1 野方駅 | 2 中野駅 | 3 沼袋駅 |
| (9) 杉並公会堂 | 1 阿佐ヶ谷駅 | 2 荻窪駅 | 3 西荻窪駅 |
| (10) ホテルウイングインターナショナル
プレミアム東京四谷 | 1 新宿御苑前駅 | 2 四ツ谷駅 | 3 四谷三丁目駅 |

問2 次の(1)から(5)は、幹線道路の主な経由地です。正しい経由地名を下段から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

「幹線道路名」

(主な経由地)

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 中原街通り | 中原口→桐ヶ谷→平塚橋→(1)→旗の台 |
| (2) 旧海岸通り | 芝四丁目→(2)→芝浦二丁目→八千代橋→高浜橋 |
| (3) 清澄通り | 緑一丁目→(3)→本所一丁目→駒形橋東詰→吾妻橋一丁目 |
| (4) 明治通り | 田端新町一丁目→尾久駅前→溝田橋→(4)→飛鳥山 |
| (5) 三鷹通り | 武蔵野中央→中央通り→三鷹市八幡前→(5)→三鷹市役所前 |

【経由地名】

1 両国一丁目	2 芝五丁目	3 昭和大病院前	4 音無橋	5 三鷹市狐久保
6 芝浦一丁目	7 王子四丁目	8 戸越三丁目	9 大成高校前	10 石原一丁目

問3 次の(1)から(5)は、旅客から高速道路を利用しての運送の申込です。それぞれの運送に適した、申込場所から最も近い距離にある高速道路入口名を下段から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

注:「運送に適した」には、渋滞等の交通状況及び高速道路の通行料金は考慮しない。

(運送申込場所から目的地まで)

- | |
|--|
| (1) 駒澤大学駒沢キャンパスからJR東京駅まで |
| (2) 江戸川区役所から東京国際フォーラムまで |
| (3) 一般財団法人博慈会 博慈会記念総合病院から東京ディズニーリゾートまで |
| (4) 日本科学未来館からJR千葉駅まで |
| (5) ホテルグランドシティから成田国際空港まで |

【高速道路入口名】

1 加賀RP	2 有明RP	3 用賀RP	4 北池袋RP	5 小松川RP
6 豊洲RP	7 三軒茶屋RP	8 東池袋RP	9 鹿浜橋RP	10 一之江RP

問4 下記(1)及び(2)の地図は、都内の一部の略図です。解答欄にある各々の施設の所在地をさがし、番号を解答欄に記入しなさい。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 千代田区 | (2) 荒川区 |
| 1. 神田郵便局 | 1. 東京女子医科大学東医療センター |
| 2. パレスホテル東京 | 2. 荒川区民会館(サンパール荒川) |
| 3. 日本歯科大学生命歯学部 | 3. 荒川区立尾久図書館 |
| 4. 国立劇場 | 4. 荒川税務署 |
| 5. 社会福祉法人 三井記念病院 | 5. 荒川総合スポーツセンター |

(1) 千代田区



(2) 荒川区

